

平成26年度予算の概要

生産局畜産部

平成25年12月

農林水産省

～ 目次 ～

畜産企画課

○ 畜産・酪農経営安定対策	1
○ 持続的酪農経営支援事業	5
○ 高収益型畜産体制構築事業【新規】	6
○ 多様な畜産経営の推進と競争力強化	9
○ 家畜排せつ物の利活用と畜産環境対策	14

畜産振興課

○ 飼料自給率向上関連事業	17
○ 飼料増産総合対策事業	19
○ 飼料穀物備蓄対策事業	22
○ 多様な畜産・酪農推進事業	23
○ 東日本大震災からの復旧・復興対策	27

牛乳乳製品課

○ 酪農経営安定対策	29
○ 国産牛乳乳製品需要・消費拡大対策	32
○ 乳業等の再編・合理化に向けた取組への支援	34

食肉鶏卵課

○ 鶏卵生産者経営安定対策事業	37
○ 食肉等の流通合理化に向けた取組への支援	39

畜産・酪農経営安定対策

【(所要額) 177, 189 (177, 008) 百万円】

対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある全ての生産者が将来にわたって経営を継続し、その発展に取り組むことができる環境を整備します。

<背景/課題>

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産数量目標を達成

- 生乳の生産量 (795万t (20年度) → 800万t (32年度))
- 牛肉の生産量 (52万t (20年度) → 52万t (32年度))
- 豚肉の生産量 (126万t (20年度) → 126万t (32年度))
- 鶏卵の生産量 (254万t (20年度) → 245万t (32年度))

<主な内容>

1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳に新たにチーズ向け生乳を含めて補給金を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填等を行います。

持続的な経営を行う酪農家（飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付します。

加工原料乳生産者補給金	(所要額) 31, 084 [*] (22, 743) 百万円
加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続	
国産乳製品供給安定対策事業 [*]	610 (8, 767) 百万円
持続的酪農経営支援事業	6, 226 (6, 229) 百万円

補助率：定額、3/4以内、1/2以内

事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体、生乳生産者等

※ チーズ向け生乳を加工原料乳生産者補給金の対象に加えることに伴い、従来のチーズ向け生乳供給安定対策事業については、チーズ助成金相当額を加工原料乳生産者補給金に計上するとともに、生産者需給調整機能強化対策については、名称を変更。

2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

肉用子牛生産者補給金	(所要額) 21, 296 (21, 296) 百万円
肉用牛繁殖経営支援事業	(所要額) 15, 877 (15, 877) 百万円

補助率：定額、3/4以内

事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体

3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

(所要額) 86,942 (86,942) 百万円

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。また、一部の県において地域算定をモデル的に実施します。

肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業
補助率: 3/4以内、定額
事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者

4. 養豚経営安定のための支援 (所要額) 9,966 (9,966) 百万円

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。

養豚経営安定対策事業
補助率: 1/2以内、定額
事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、肉豚生産者

5. 採卵養鶏経営安定のための支援 5,189 (5,189) 百万円

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割以内を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し奨励金を交付します。

鶏卵生産者経営安定対策事業
補助率: 定額、1/4以内
事業実施主体: 民間団体

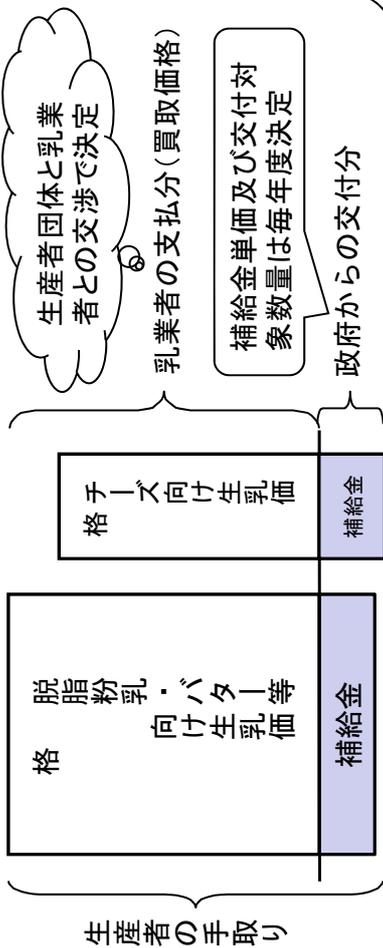
お問い合わせ先:
1の事業 生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)
2、5の事業 生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
3、4の事業 生産局畜産企画課 (03-3502-5979)

酪農の経営安定対策について

加工原料乳生産者補給金制度

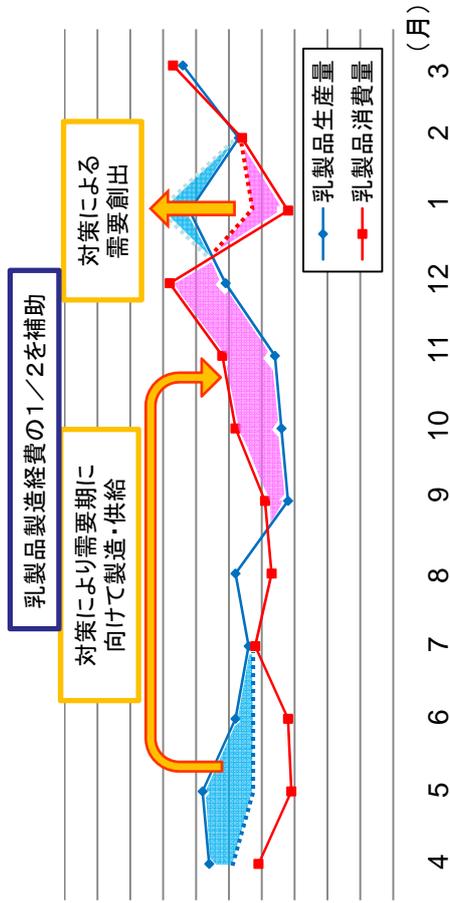
加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳の生産者に補給金を交付。

26年度:バター・脱脂粉乳:単価12.80円/kg、交付対象数量:180万トン
 チーズ:単価15.41円/kg、交付対象数量:52万トン



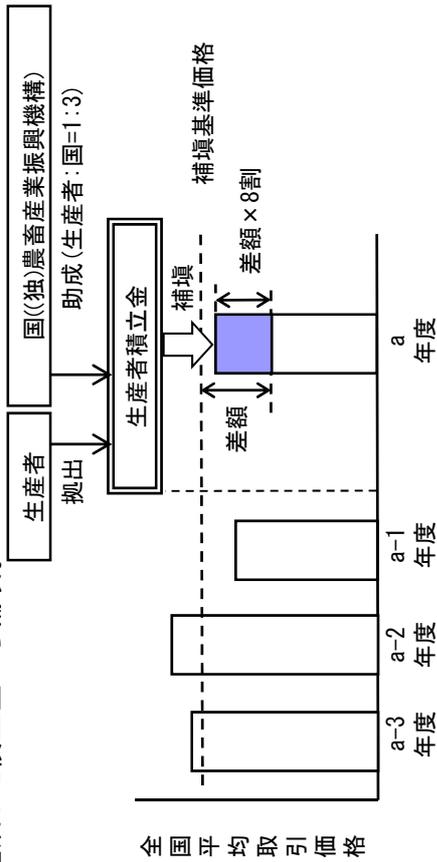
国産乳製品供給安定対策事業

生産者団体が乳製品を製造し適時に放出する取組や、不需用期の乳製品需要を創出する取組を支援。



加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。



持続的酪農経営支援事業

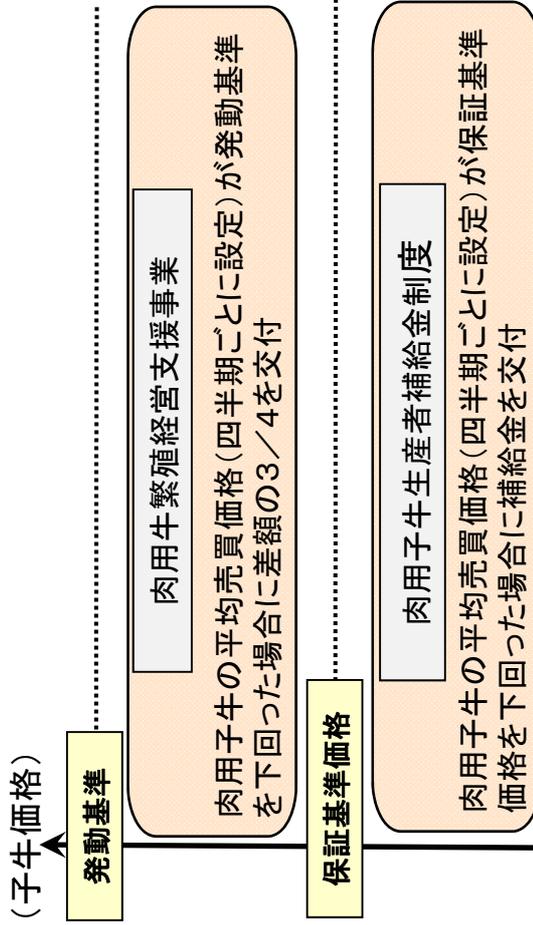
持続的な経営を行う酪農家(飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付。

- 対象者の要件
 - ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
 - ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

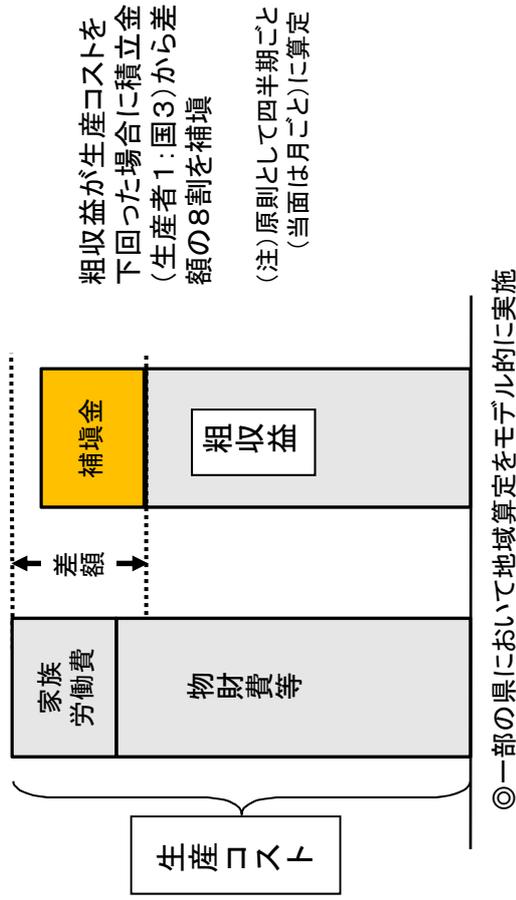
- 交付金単価
飼料作付面積1ha当たり15千円

肉用牛、養豚及び採卵鶏の経営安定対策について

肉用牛繁殖経営対策

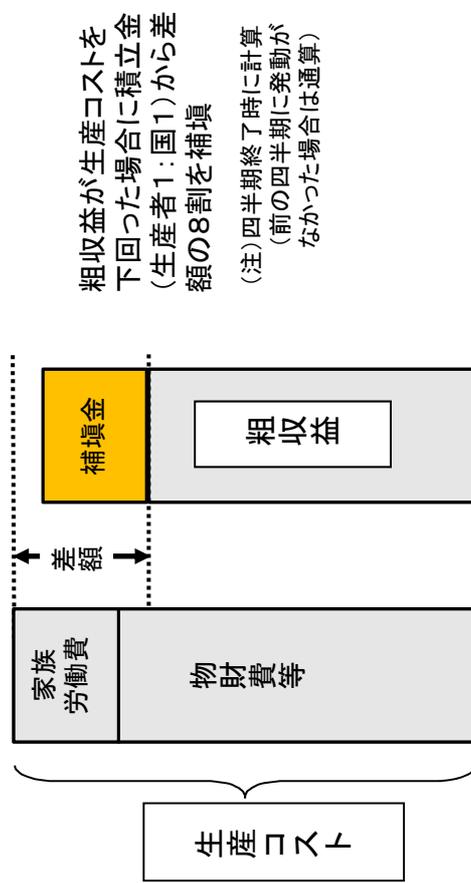


肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業

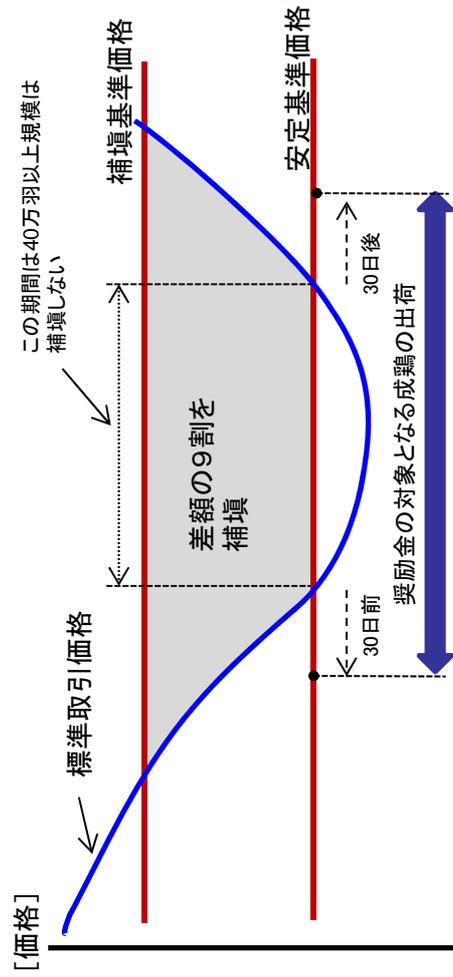


◎一部の県において地域算定をモデル的に実施

養豚経営安定対策事業



鶏卵生産者経営安定対策事業



持続的酪農経営支援事業

【6, 226 (6, 229) 百万円】

対策のポイント

持続的な経営を行う酪農家を支援します。

<背景／課題>

- ・酪農経営1戸当たりの飼料作物作付面積は26.7ha(平成24年2月1日)
- ・酪農経営1戸当たりの経産牛飼養頭数は増加傾向にあり47.6頭(平成25年2月1日)
- ・持続的な経営を行う酪農家(飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる者)の経営の安定を図る必要

政策目標

生乳の生産量：795万t(平成20年度)→800万t(平成32年度)

<主な内容>

持続的な経営を行う酪農家(飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付します。

(1) 交付対象者の要件

- ・飼料作付面積が北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上
- ・環境負荷軽減に取り組んでいること

(2) 交付金単価

飼料作付面積1haあたり15千円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者

[お問い合わせ先：生産局畜産企画課(03-3502-0874)]

高収益型畜産体制構築事業[新規]

【69（一）百万円】

対策のポイント

地域ぐるみで収益力を向上させる新たな取組の実証や、このような取組の全国的な普及活動等を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国畜産・酪農では、農家戸数や飼養頭数の減少など生産基盤の弱体化が懸念されており、高収益型の畜産・酪農を推進していくためには、生産コストの低減・飼養規模の拡大とともに、畜産物の付加価値の向上や新たな需要創出等を進める必要があります。
- ・今後、畜産農家をはじめとして、地域に存在する各種支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）や関連産業等の関係者（乳業、食肉センター等）が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益力向上を図ることが重要であり、このような地域ぐるみの体制（畜産クラスター）の構築が望まれます。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された需要に応じた畜産物の生産数量目標及び飼料自給率目標を達成

<主な内容>

1. 畜産クラスターの実証に向けた支援 43（一）百万円
地域の特徴を活かして収益力を向上させる新たな取組を実証するために必要な調査
・分析や実証設備等に要する経費を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体
2. 畜産クラスターの全国的な推進 25（一）百万円
全国的な推進を図るため、方向性や課題の抽出及び検討、国内外の優良事例の調査
・分析、普及活動等の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

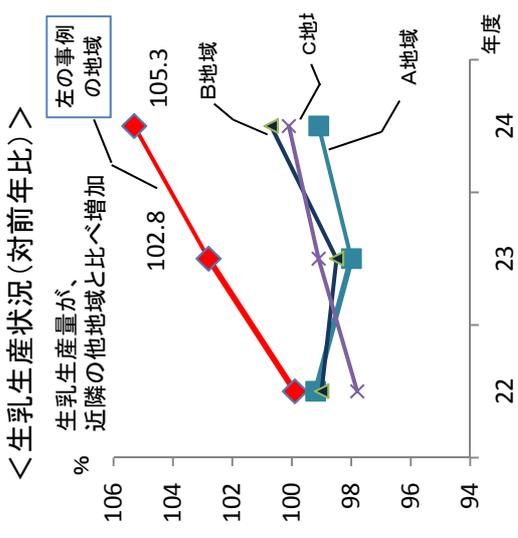
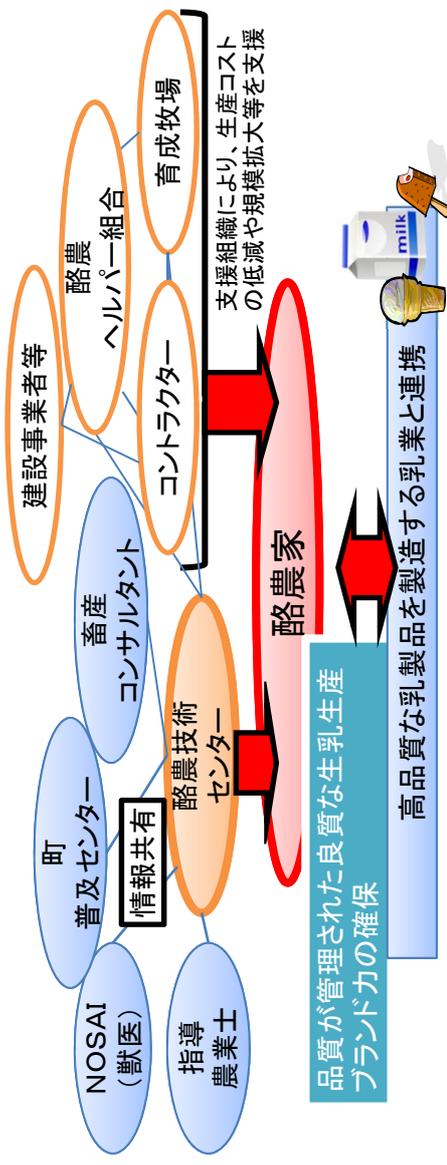
[お問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3501-1083）]

高収益型畜産体制の構築

高収益型畜産体制構築事業 69百万円(一)

○農家戸数や飼養頭数の減少など畜産・酪農の生産基盤の弱体化が懸念されている中、足腰の強い高収益型の畜産・酪農を創出していくことが課題。
 ○このため、畜産農家をはじめ、地域に存在する各関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益力向上を図る体制(畜産クラスター)を各地に展開し、コストの削減や付加価値の向上・需要の創出を目指す取組を支援。

＜畜産クラスターの優良事例＞



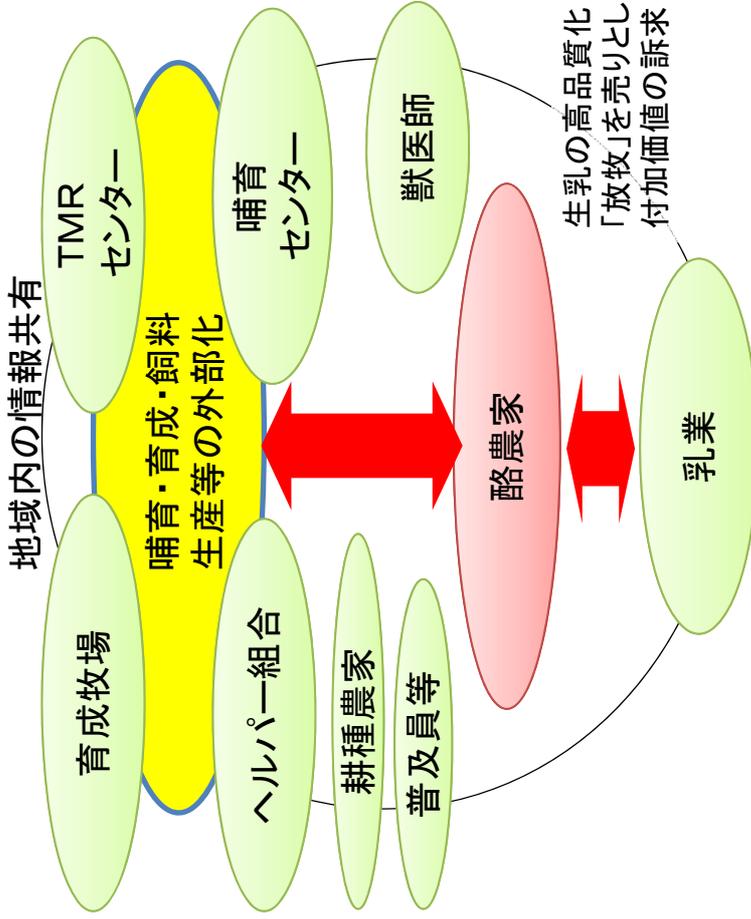
このような事例を全国各地の畜産・酪農で展開するため

- 放牧(生産コストの低減、高付加価値化)
- 旨味成分に着目した食肉生産
- 情報共有と指導体制の再構築
- キャトルステーションを活用した地域内一貫経営
- 地元企業等の畜産・酪農関係への参入促進
- 地域資源を利用した飼料費の低減と飼料自給率の向上
- 衛生管理の強化、栄養機能の向上等に関する取組の推進
- 環境対策の強化と耕畜連携による堆肥等の有効活用等の新たな取組の実証を支援。

地域ぐるみで高収益型の畜産体制を構築

実証テーマの具体例

＜「放牧」のイメージ＞



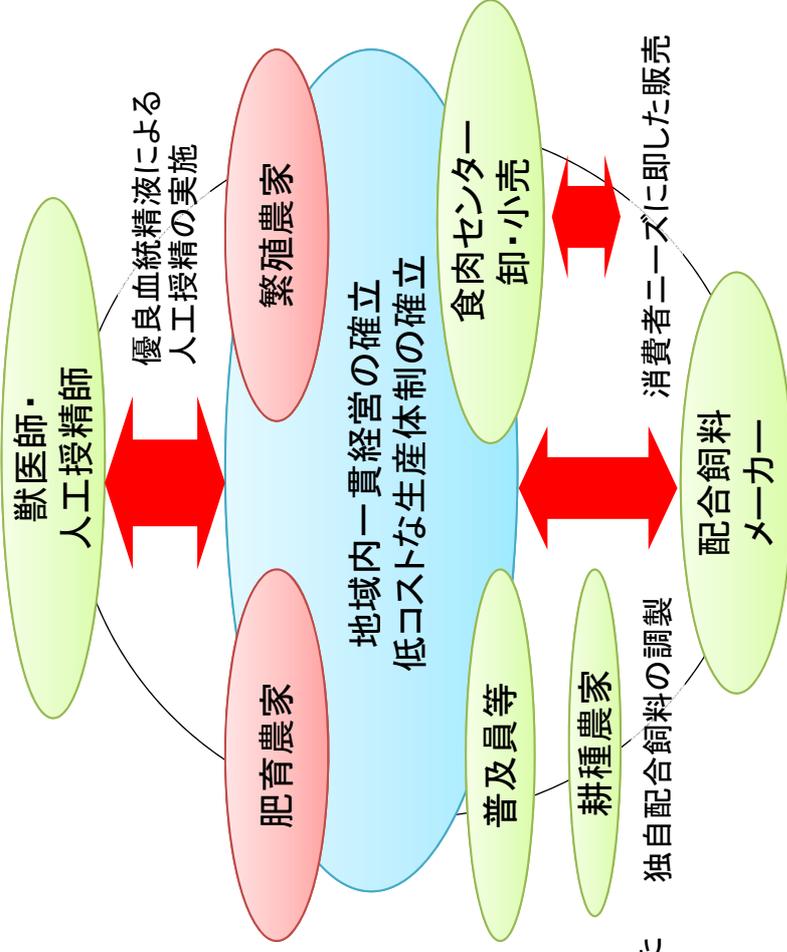
(目指す方向の例)

- 地域ぐるみで放牧を推進し、コスト低減、「放牧」を売りとした付加価値の訴求。
- 各関係者が「目指す方向」を共有し、地域ぐるみで取組。
- 地域における情報の共有化等による生乳の高品質化。
- 飼料生産や育成等の作業の外部化を推進。

(実証内容)

- 放牧によるコストの低減効果を示し、地域内の酪農家の理解醸成。
- 放牧のため、採草地の植生を放牧に適した植生へ変更。等

＜「旨味成分に着目した食肉生産」のイメージ＞



(目指す方向の例)

- 脂肪交雑にこだわらる従来の方法から、旨味成分が多く、低コストな生産方法に転換。
- 地域内の繁殖農家・肥育農家の理解醸成を図り、地域内一貫肥育体制を確立。
- 各関係者が「目指す方向」を共有し、地域ぐるみで取組。

(実証内容)

- 転換によるコストの低減効果を検証し、地域内農家へ理解醸成。
- 旨味成分含有量を高める配合飼料の調製。等

多様な畜産経営の推進と競争力強化

【強い農業づくり交付金 23,385(24,422)百万円の内数】

【産地活性化総合対策事業のうち農畜産業機械等リース支援事業

2,882(2,271)百万円の内数】

【畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業

復旧・復興対策分87(96)百万円のうち復興庁計上分87百万円】

対策のポイント

- 国民への畜産物の安定供給体制を確保するため、畜産経営の生産性、収益性を向上させる取組を支援
- 我が国の畜産生産基盤の維持及び農村の活性化を図るため、畜産経営の維持安定と新規就農等を促進
- 東京電力福島第一原発事故により避難した畜産農家等の円滑な経営再開に向けた取組を支援

<背景/課題>

飼料価格の変動、畜産物価格の低迷等厳しい経営環境下において、我が国の畜産生産基盤の維持及び農村の活性化、並びに消費者・需要者ニーズを踏まえた国産畜産物の安定供給体制の構築が喫緊の課題。

これらの課題の解決に向けて、①離農農家等の経営資源の有効活用、畜産物生産のための共同利用施設等の整備、②新規就農等に必要となる機械等のリース、③原発事故の避難地域等における生産資材等の放射性物質のモニタリング体制構築を支援する。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産数量目標を達成

- 生乳の生産量 (795万t (20年度) → 800万t (32年度))
- 牛肉の生産量 (52万t (20年度) → 52万t (32年度))
- 豚肉の生産量 (126万t (20年度) → 126万t (32年度))
- 鶏卵の生産量 (254万t (20年度) → 245万t (32年度))
- 鶏肉の生産量 (138万t (20年度) → 138万t (32年度))

<主な内容>

1. 地方の自主性・裁量性を高めた交付金支援

畜産生産基盤育成強化のため、①離農農家等の経営資源の有効活用、②地域内一貫生産体制の確立、効率的生産のための外部化・分業化や子牛生産部門の協業化、③地域の核となる協業法人経営体の育成を支援します。

強い農業づくり交付金 23,385(24,422)百万円の内数
交付率：都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
事業実施主体：民間団体等

2. 新規就農者等への機械等のリース支援

施設、機械等の初期投資額が非常に大きな畜産経営において、新規就農や経営資源の有効活用に必要な機械等のリース方式による導入支援により畜産への新規就農等を促進します。

産地活性化総合対策事業のうち農畜産業機械等リース支援事業
2,882(2,271)百万円の内数
補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：民間団体

3. 原発事故により避難した畜産農家等の円滑な経営再開に向けた取組を支援

畜産物に係る消費者の一層の信頼の確保を図るため、地域全体で飼料・水等に係る放射性物質のモニタリング体制の構築を図る産地において、研修会の開催、技術指導、モニタリング・記録に必要な機器等の整備等を支援します。

畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業 87(96)百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3501-1083）]

経営資源有効活用対策（畜産タイプ）のしくみ

離農・後継者不在の畜舎、家畜等の経営資源を有効活用し、法人経営等がこれらを取り込んで規模拡大することにより、雇用促進の取組を支援。

初期投資の軽減

後継者不在経営

- ・農用地
- ・施設
- ・家畜

離農施設

- ・農用地
- ・施設

取得

取得

施設等の整備

補助対象

- ・畜舎等の補改修
 - ①搾乳牛の大型化に伴う牛床延長
 - ②畜舎内壁及び屋根の補修
 - ③牛床マットの設置
 - ④給水配管の変更 等
- ・家畜の移譲

強い農業づくり交付金
(経営資源有効活用対策)

事業実施主体(農協等)

施設等の貸付

規模拡大に伴う機械等の整備

補助対象

- ・飼養管理に係る機械
- ・飼料生産に係る機械等

産地活性化総合対策事業
(経営資源有効活用地区)

民間リース会社等

リース導入



貸付対象者

畜産における法人経営等において、経営資源の有効活用による規模拡大と併せて、意欲ある者を雇用する者

意欲ある者の雇用を促進

【交付対象経費及び補助率】

交付対象経費等	補助率
①畜舎等の補改修	1/2以内
②家畜の導入	1/2以内
③農業機械等のリース	1/2以内(リース期間中の物件価額相当の1/2)

協議会の設置

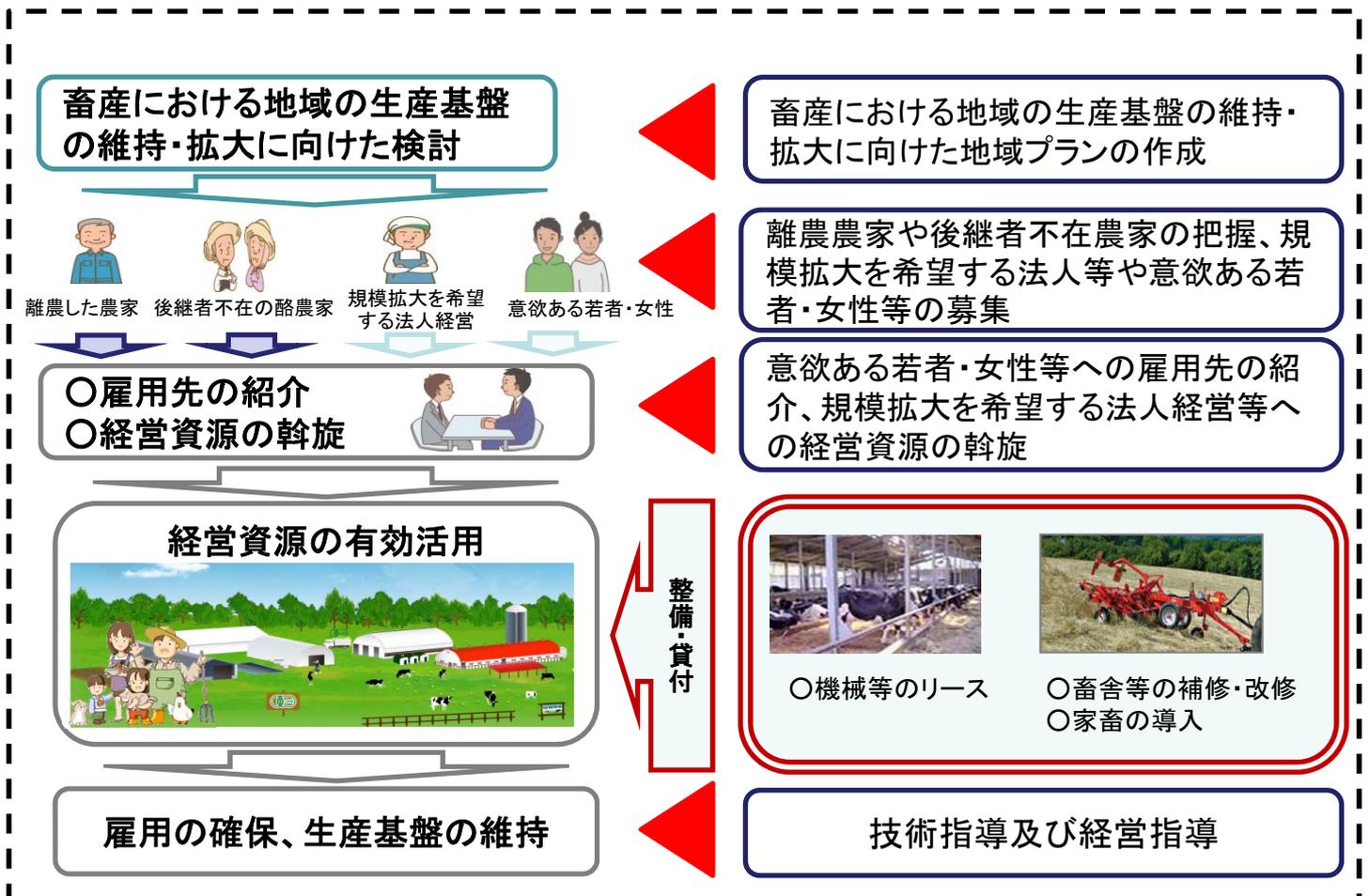
産地活性化総合対策事業
(経営資源有効活用地区)

畜産において地域の生産者団体、行政、乳業メーカーなどの実需者等から構成される協議会を設置し、畜産における地域の生産基盤の維持・拡大に向けた取組を支援

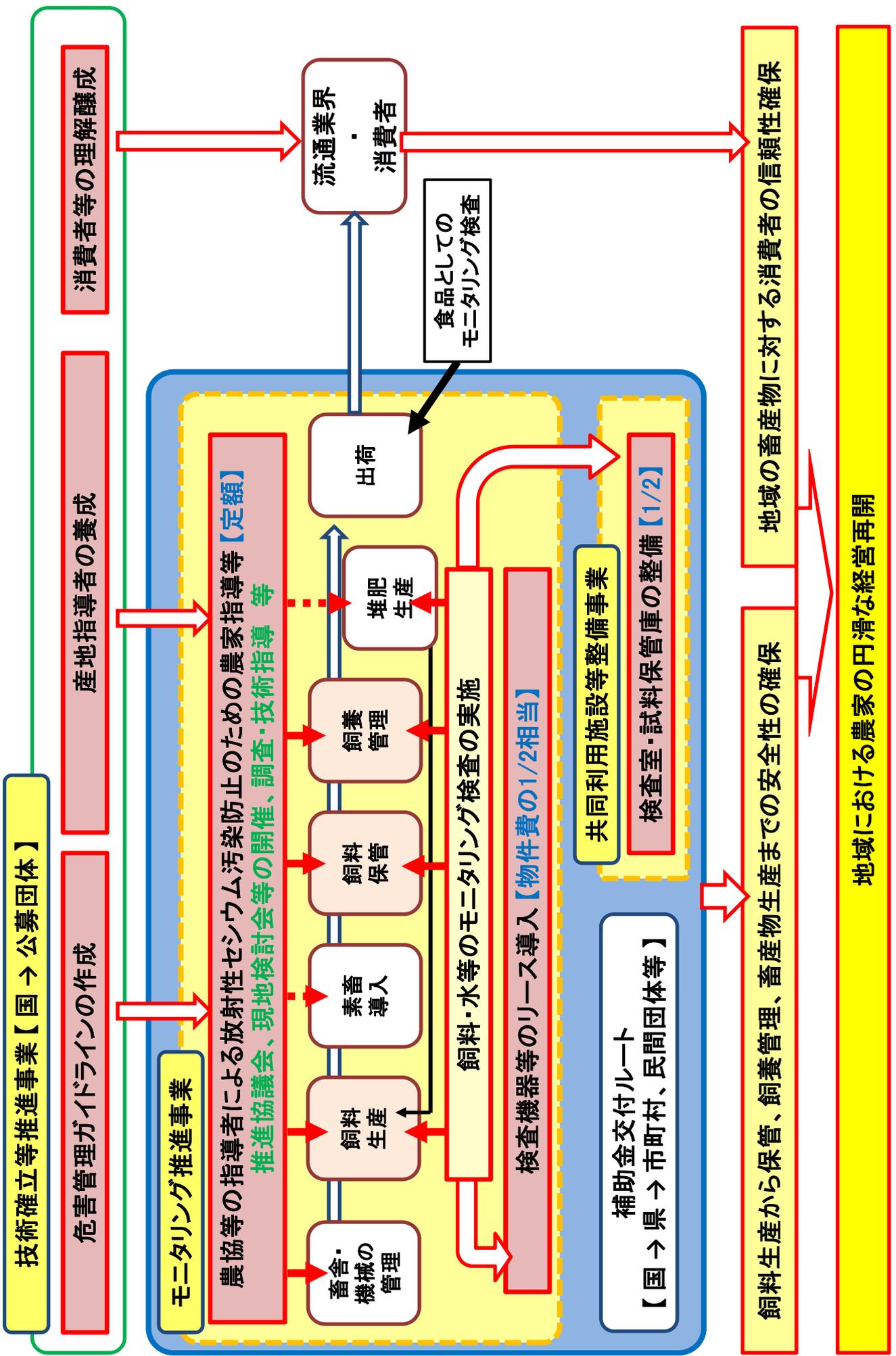
交付対象経費

- ・畜産における地域の生産基盤の維持・拡大に向けた地域プランの作成
- ・離農農家や後継者不在農家の把握、規模拡大を希望する法人等や畜産経営への就業希望者等の募集
- ・就業希望者に対する雇用先の紹介、規模拡大を希望する法人経営等への経営資源の斡旋

事業の流れ



畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業の事業内容



家畜排せつ物の利活用と畜産環境対策

【強い農業づくり交付金 23,385(24,422)百万円の内数】

【産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業

2,882(2,271)百万円の内数】

対策のポイント

環境と調和した畜産経営の確立を推進するため、水質汚濁及び悪臭の問題に適切に対処するために必要な施設整備等を支援します。

<背景/課題>

- ・平成24年の調査によると、「家畜排せつ物法」の対象農家の99.9%が管理基準を遵守。
- ・しかしながら、畜産に起因する水質汚濁及び悪臭に対する苦情、硝酸態窒素等の排水基準など環境規制強化への対応、並びに家畜排せつ物の利活用をさらに進めることが課題。

政策目標

- 畜産経営の苦情発生割合の減少
- 家畜排せつ物処理の簡易対応の農家戸数割合の減少

<主な内容>

1 強い農業づくり交付金

畜産に起因する排水及び悪臭による周辺環境への影響を軽減するために必要な浄化処理施設・脱臭施設の新設を支援します。

23,385(24,422)百万円の内数
補助率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等

2 産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業

- (1) 畜産農家と耕種農家の連携による地域内の家畜排せつ物の利活用に向けた取り組みを支援します。
- (2) 畜産経営環境調和推進資金(※)を利用して、家畜排せつ物を利活用するための施設を整備する場合に、利子相当額を助成します（貸付当初から5年間分、上限2%）。

2,882(2,271)百万円の内数
補助率：(1)について1/2以内、(2)について定額
事業実施主体：農業者団体等

※ 畜産経営環境調和推進資金（日本政策金融公庫の融資制度）

「処理高度化施設整備計画」及び「共同処理施設整備計画」の都道府県知事承認を受けた者に対して、家畜排せつ物の管理の適正化・利用の促進のために必要な施設・機械の整備等に必要な資金を融資します。

償還期限：20年以内（措置期間3年間）
融資限度額：処理高度化施設整備計画（2の(2)の利子助成の対象）
個人35百万円（特認120百万円）
法人70百万円（特認400百万円）
共同処理施設整備計画 上限なし

[お問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3502-0874）]

産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業 のうち地域バイオマス支援地区の概要

(地域バイオマス利活用推進事業)

畜産農家と耕種農家の連携による 地域内の家畜排せつ物の利用促進

- ・畜産農家、耕種農家等による家畜排せつ物利用検討会の開催、堆肥等利活用構想の策定
 - ・耕種農家の堆肥等のニーズや効果的な施用方法を把握するための成分分析や施用効果の検討
 - ・取り組みの普及に向けたシンポジウム
の開催
- 等に係る費用について支援(1/2)

(畜産環境調和推進支援事業)

家畜排せつ物処理施設の整備の支援 (個人利用)

畜産農家が畜産経営環境調和推進資金を利用して、堆肥化やメタン発酵等の高度利用により、個人での利活用施設を整備する際に、利子を助成(貸付当初から5年間分、上限2%)

地域バイオマス支援地区の概略

【地域バイオマス活用推進事業】

① 家畜排せつ物利用検討会の開催

- 畜産農家、耕種農家、県・市町村・JA職員、学識経験者等により構成
- 地域内の堆肥等利用構想を検討

② 堆肥成分や施用効果の検討

- 耕種農家の堆肥のニーズや効果的な施用方法を把握するため、土壌や堆肥等の分析、施用実験等を実施

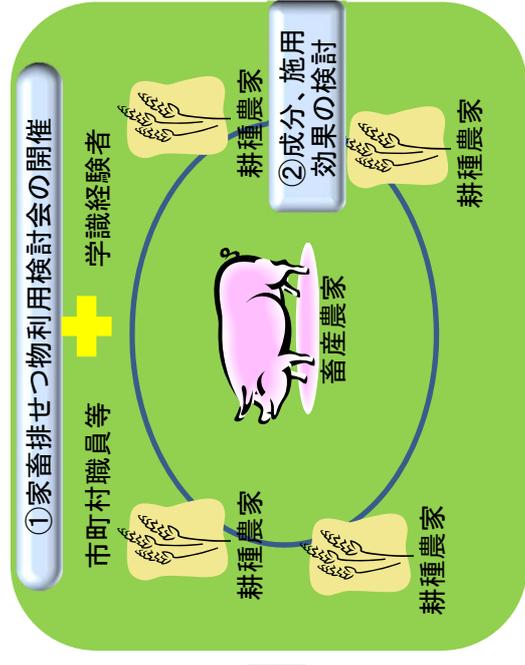
③ シンポジウムの開催

- 地域内および近隣の畜産及び耕種農家等を対象に、家畜排せつ物利用の取り組みについて普及を図る

【畜産経営環境調和推進支援事業】

家畜排せつ物処理施設の整備

- 畜産農家が畜産経営環境調和推進資金を利用して、堆肥化やメタン発酵等の高度利用により、個人での活用施設を整備する際に、利子を助成



③ シンポジウムの開催による普及



I 飼料自給率の向上

1 飼料自給率向上関連事業

飼料増産総合対策事業	1, 366 (1,470) 百万円
草地畜産基盤整備事業等	
農業農村整備事業	268, 928 (262, 733) 百万円の内数
農山漁村地域整備交付金	112, 211 (112, 828) 百万円の内数
産地活性化総合対策事業のうち飼料生産拠点育成事業	
	2, 882 (2,271) 百万円の内数
強い農業づくり交付金	23, 385 (24,422) 百万円の内数

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、資源循環型で国内の飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稲等を発酵させたもの）、稲わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こうりゃん、大麦、飼料用米等）、糠類（ふすま、米ぬか等）、油粕類（大豆油粕、なたね油粕等）、エコフィード等

牛等の草食性家畜には粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏にはほとんど濃厚飼料のみを給与します。

濃厚飼料は、その大宗を海外から輸入しており、新興国等の穀物需要の増大や異常気象等により穀物の価格上昇や供給の不安定等が懸念されます。このため、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営の実現に向けて国産飼料の生産の拡大を進めています。

また、食品工場等で発生する食品くずやスーパーの売残り食品等の食品残さを家畜の飼料として加工、再利用しています（エコフィード：環境にやさしい家畜飼料です）。

政策目標

飼料自給率の向上 26%（平成20年度） → 38%（平成32年度）

<主な内容>

1. 飼料増産総合対策事業

輸入飼料原料に過度に依存した畜産から国内の飼料生産基盤に立脚した畜産に転換するため、国産飼料の生産と利用の拡大、飼料生産の外部化や食品残さ等の飼料利用の拡大の支援等により飼料自給率の向上を図り、力強い畜産経営を確立します。

(1) 草地生産性向上対策

草地における飼料作物の大幅な収量増を図るための草地改良及びその効果を最大限引き出すための新品種等の優良飼料作物種子の活用に向けた取組、飼料用米等における農薬残留試験等の安全確保のための取組、コントラクター等の飼料生産技術者の資質向上を図る取組、配合飼料給与量を低減させる粗飼料生産・給与技術（スマートフィーディング）の実証、地域の大家畜生産のハブとしての公共牧場の機能強化を支援します。

草地生産性向上対策	696 (610) 百万円
補助率：定額、1/2、1/3等	
事業実施主体：農業者集団、民間団体等	

[平成26年度予算の概要]

(2) 国産粗飼料増産対策

飼料収穫作業等の作業受託を開始するコントラクターに対し受託面積に応じた支援を行うとともに、コントラクターやTMRセンターによる青刈りとうもろこし等の栄養価の高い良質な粗飼料の作付・利用拡大等に対して支援します。

国産粗飼料増産対策 581(803)百万円
補助率：定額
事業実施主体：農業者集団、民間団体等

(3) エコフィード緊急増産対策

食品残さ等の分別方法の普及、食品残さ等の飼料化技術の確立、食品残さ等の飼料化事業者の技術向上、活用が進んでいない食品残さを原料としたエコフィードの増産等を支援します。

エコフィード緊急増産対策 89(57)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：農業者集団、民間団体等

※ 上記事業以外の飼料対策

○ 飼料基盤の整備

【草地畜産基盤整備事業等】

農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための大型機械体系に対応した効率的な飼料基盤の整備を支援します。

農業農村整備事業
268,928(262,733)百万円の内数(農村振興局計上)
補助率：1/2等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人
農山漁村地域整備交付金
112,211(112,828)百万円の内数(農村振興局計上)
補助率：1/2等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人

○ 産地活性化総合対策事業のうち自給率向上に向けた飼料生産拡大の取組に対する支援 (総務課生産推進室計上)

国産粗飼料の生産性を向上させるため飼料生産拠点の育成や放牧の拡大等の取組を支援するとともに、これらの取組に必要な農業機械等のリース導入を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち飼料生産拠点育成事業
2,882(2,271)百万円の内数
補助率：1/2以内
事業実施主体：民間団体

○ 強い農業づくり交付金 (総務課生産推進室計上)

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産に向けて、簡易作付条件整備等の飼料基盤整備、放牧関連施設、国産粗飼料や飼料用米の生産・調製・保管施設の整備等の取組を支援します。

強い農業づくり交付金
23,385(24,422)百万円
交付率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

2 飼料増産総合対策事業

(1) 草地生産性向上対策

【696(610)百万円】

対策のポイント

生産性の低下した草地の高位生産草地等への転換や優良飼料作物種子の活用を進めるための品種特性調査、飼料用作物種子・飼料用稲専用品種種子の調整保管及び飼料生産技術者の資質向上等を支援します。

<背景/課題>

(飼料自給率の向上)

- ・新たな食料・農業・農村基本計画においては、32年度の食料自給率を50%に向上させる目標を設定しており、この中で飼料作物については、単収の増加や作付面積の拡大により、粗飼料自給率を100%、飼料自給率を38%に向上することとしています。
- ・飼料作物の生産拡大のためには、草地における大幅な収量増を図るための草地改良の推進やその効果を最大限引き出すための優良飼料作物種子の活用、飼料用作物の安全確保等を推進することが重要です。

政策目標

飼料自給率の向上 26% (平成20年度) → 38% (平成32年度)

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 高位生産草地等への転換

地域に適合した牧草等の優良品種の導入や土壌分析に基づく草地の改良の取組を支援します。 【補助率：1/3以内 等】

(2) 優良飼料作物種子の活用・飼料生産技術向上

優良飼料作物種子の普及を進めるための品種特性調査、新品種等の優良飼料作物種子の活用、飼料生産・放牧に関する技術の向上に向けた取組を支援します。 【補助率：定額】

(3) 飼料用作物種子の調整保管

飼料用作物種子及び飼料用稲専用品種種子について安定供給を図るための調整保管を支援します。 【補助率：定額】

(4) 飼料用作物安全確保

飼料用米等に係る安全確保のための農薬残留試験、これらを給与した場合の畜産物中の残留試験等を実施します。 【補助率：定額】

(5) 自給飼料生産技術向上

飼料生産技術者の資質向上を図る取組、配合飼料給与量を低減させる粗飼料の生産・給与技術（スマートフィーディング）の実証、地域の大家畜生産のハブとしての公共牧場の機能強化を支援します。 【補助率：定額、1/2以内】

2. 事業実施主体

- 農業者集団 ((1)の事業)
- 民間団体等 ((1)以外の事業)

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課 (03-6744-2399)]

(2) 国産粗飼料増産対策

【581(803)百万円】

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大により飼料自給率向上を進め、資源循環型で国内の飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

<背景/課題>

(飼料生産組織等の育成)

- ・国産粗飼料の生産拡大を図るためには、飼料生産組織（コントラクター等）の飼料生産作業の受託による外部化を進め、畜産農家の労働負担の軽減及び飼料生産作業の効率化・低コスト化を促進することが重要です。
- ・コントラクターは、地域の畜産経営に欠かせない存在となっており、引き続き全国的にコントラクター等を育成して行くことが必要となっています。

(高栄養粗飼料の増産)

- ・輸入穀物等の価格高騰による畜産経営への影響を軽減するためには、栄養価の高い良質な粗飼料（青刈りとうもろこしやアルファルファ等）の生産拡大により、配合飼料の利用削減を促進することが重要です。
- ・栄養価の高い良質な粗飼料の作付・収穫・調製にかかるコストや労働負荷の軽減を図るためには、コントラクターやTMRセンターによる効率的な生産・供給体制を構築することが必要です。

政策目標

飼料自給率の向上 26%（平成20年度） → 38%（平成32年度）

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 飼料生産組織育成

コントラクターの育成を図るため、新たに作業受託を始めるコントラクターに対し、作業受託開始当初3年間に限り、受託面積に応じた支援を直接支払いにより行います。

【補助率：定額】

(2) 高栄養粗飼料増産対策

コントラクターやTMRセンターによる栄養価の高い良質な粗飼料の生産・利用拡大による配合飼料の軽減を図るため、青刈りとうもろこし等の高エネルギー飼料作物の前年からの拡大やアルファルファ等の高タンパク質なマメ科牧草の追播面積に応じた支援を行います。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

農業者集団、民間団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2399）]

(3) エコフィード緊急増産対策

【89（57）百万円】

対策のポイント

未だ活用されずに廃棄処分されている食品残さ等の飼料利用を推進します。

<背景／課題>

- ・食品残さ等を活用した飼料（エコフィード）の生産・利用は、食品リサイクルにおける資源の有効利用や食料・農業・農村基本計画に示された飼料自給率目標38%を達成する手段としてだけでなく、近年の輸入飼料原料価格が不安定な情勢において、畜産経営コストの多くを占める飼料費を削減する手段としても、重要性が高まっています。
- ・しかしながら、現在エコフィードに活用されずに廃棄処分されている食品残さ等は、分別の手間が必要であるなどの、利用性の低いものが多いため、これらの適切な処理によるエコフィードの生産・利用の推進を図る必要があります。

政策目標

飼料自給率の向上 26%（平成20年度） → 38%（平成32年度）

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 食品残さ等の適切な分別方法の普及

食品残さ等の分別マニュアルを作成し、食品産業を対象に飼料化のための分別方法を普及する取組を支援するとともに、分別の実施による食品産業のコスト分析を行う取組を支援します。

【補助率：定額】

(2) 地域未利用資源飼料化の確立

食品残さ等の飼料化を実現するために必要な実証試験の実施及び実証試験の結果等の情報を一元化して公開するためのシステムの構築を支援します。

【補助率：定額】

(3) 食品残さ等の飼料化技術の向上

食品残さ等の飼料化事業者を対象に、飼料として要求される安全性や品質の確保・改善が図られるよう、エコフィードの生産技術を向上させるための指導を支援します。

【補助率：定額】

(4) エコフィードの生産拡大

活用が進んでいない食品残さ等を原料としてエコフィードを増産する取組を支援します。

【補助率：定額、1／2】

2. 事業実施主体

農業者集団、民間団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-3591-6745）]

Ⅱ 飼料穀物の備蓄

【飼料穀物備蓄対策事業 1,615(1,615)百万円】

対策のポイント

畜産農家への配合飼料の安定供給を図るため、配合飼料の主原料である飼料穀物の一定量を備蓄します。

<背景/課題>

- ・我が国畜産経営の大宗が利用している配合飼料は、輸入依存度の高い飼料穀物を主原料としています。
 - ・また、飼料穀物の調達先が米国から南米等へと急速に移行しつつあり、これに伴い、脆弱なインフラ等に起因する輸送面での新たなリスクが顕在化しています。
 - ・このため、不測の事態における海外からの飼料原料の供給途絶や国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激なひっ迫等に備え、その主原料であるとうもろこし・こうりゃんの備蓄が必要です。
- ① 飼料穀物の輸入依存度・・・とうもろこし(100%)、こうりゃん(100%)
 - ② 配合飼料の原料割合(H24年度)・・・とうもろこし(43%)、こうりゃん(7%)

(これまでの対応事例)

- ・平成10年6月～
降雨量減少の影響で、米国から日本へ輸送される飼料穀物の大宗が通過するパナマ運河で長期間低水位状態が続き、運送事情が悪化した事態に対応。
- ・平成17年9月～
米国における飼料穀物の主要輸出港であるニューオーリンズをハリケーン「カトリーナ」が襲来し、飼料穀物の積み出しが一時的に途絶したことから、飼料穀物の需給のひっ迫が懸念された事態に対応。
- ・平成23年3月～
東日本大震災により、東北地方の配合飼料工場が被害を受け、飼料供給がひっ迫した事態に対応し、他地域の飼料工場での配合飼料の増産と東北地方への円滑な供給を支援。
- ・平成24年10月～
飼料用とうもろこしの調達先の多元化に伴い、南米等の脆弱なインフラ等に起因する輸送遅延が生じた事態に対応。
- ・平成25年7月～
前年の飼料穀物の不作を受け、新穀の出回りまでの期間において、端境期における短期的な需給ひっ迫に対応。

政策目標

不測の事態にあっても、畜産農家に安定的に配合飼料を供給

<主な内容>

飼料穀物を備蓄するために必要となる経費を助成します。

補助率：定額
事業実施主体：公益社団法人配合飼料供給安定機構
備蓄受託者（配合飼料メーカー等）

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課 (03-3591-6745)]

Ⅲ 多様な畜産・酪農の推進

【多様な畜産・酪農推進事業 584（556）百万円】

対策のポイント

多様な畜産・酪農経営の実現と消費者ニーズに対応した畜産物を安定的に供給するため、種畜の遺伝的能力評価に基づく家畜改良増殖や特色ある家畜の活用、個体識別情報を活用した飼養管理の効率化等を推進します。

(遺伝的能力評価とは)

- ・ 畜産物の生産効率に影響する要因は、生産環境に関わる飼養管理と家畜の持って生まれた遺伝的能力の2つに大別されます。この遺伝的能力は、母側からの卵子と父側からの精子が持っている遺伝子により決定されます。遺伝的能力評価は、この結果を基礎として後代を残す個体を選抜することになるため、可能な限り正確に評価を行う必要があります。

(家畜改良増殖目標)

- ・ 「高く売れる」「生産量が多い」といった従来からの価値観だけでなく、特色ある家畜による多様な畜産経営、消費者ニーズに応えた畜産物の供給、長期的にひっ迫基調の穀物需給への適応を軸とした家畜づくりを進めるため、家畜改良増殖法に基づき10年先の平成32年度の家畜の能力・体型・頭数の目標である「家畜改良増殖目標」を平成22年7月に策定し、計画的な家畜の改良増殖を推進しています。

政策目標

家畜改良増殖目標（平成32年度）の達成

<主な内容>

1. 家畜改良増殖の推進

家畜改良の重要な役割を担う種畜の遺伝的能力を高い精度で評価するために必要なデータ（泌乳、枝肉、繁殖性、血統等）を全国的・効率的に収集する体制整備やDNA解析情報を活用した評価手法の精度向上・導入を支援するとともに、特色ある優良遺伝資源を効率的に活用するため、ブラウンスイス種等の多様な品種の受精卵導入等を支援します。また、我が国固有の品種である和牛の優位性を確保するため、精液等の和牛遺伝資源の適切な管理を強化します。

家畜改良対策推進 430（398）百万円

補助率：定額、1/2以内

事業実施主体：都道府県、民間団体、大学、生産者集団

2. 家畜個体識別システム利活用の促進

牛の個体識別情報を活用した家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化や豚の生産情報の消費者への効率的な提供等を行います。

家畜個体識別システム利活用促進 85（102）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

(1) 家畜改良対策推進 (拡充)

【430(398)百万円】

対策のポイント

家畜改良の重要な役割を担う種畜の遺伝的能力を高い精度で評価するための必要なデータを収集する体制整備やDNA解析情報を活用した評価手法の精度向上・導入とともに、多種多様な畜種・品種の増殖を図ることによる特色ある畜産物の生産により、多様な畜産・酪農経営の実現を推進します。

<背景/課題>

- ・家畜の改良増殖は、畜産物の安定供給と経営の健全な発展を図って行く上で極めて重要であるとともに、畜産物の生産コストの低減や品質向上を通じて、食料自給率の向上にも貢献するものです。
- ・家畜の能力を向上させるためには、家畜の資質、能力等を正確に把握・分析し、多数の個体の中から優れた個体のみを選抜し、その選抜された家畜を利用し増殖することが不可欠です。

政策目標

家畜改良増殖目標 (平成32年度) の達成

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 多様な育種素材の評価と活用

① 遺伝的能力評価の推進

遺伝的能力評価の精度を向上させるため、乳用牛においては乳器等の体型や飼料給与等に係るデータ収集、肉用牛においては枝肉、繁殖性等に係るデータ収集・分析、豚においては血縁構築のための種豚を導入すること等により、効率的な家畜改良を推進します。

【補助率：定額、1/2以内】

② 特色ある優良遺伝資源の活用

特色ある優良遺伝資源を効率的に活用するため、ブラウンスイス種等の多様な品種の受精卵の導入や、山羊やめん羊等の家畜の導入を支援します。

【補助率：1/2以内】

(2) 新しい評価手法の確立

乳用牛においては、DNA解析情報(SNP情報)を活用した遺伝的能力評価の精度向上のため、雌牛のSNP情報の収集分析を支援するとともに、肉用牛においては、遺伝的多様性に配慮した評価手法の導入を推進するため、血統とSNP情報の関連性の分析を支援します。

【補助率：定額】

(3) 和牛遺伝資源の有効活用対策

我が国固有の品種である和牛の優位性を確保するため、精液等の和牛遺伝資源の適切な管理を行う取組を支援します。

【補助率：定額、1/2以内】

2. 事業実施主体

都道府県、民間団体、大学、生産者集団

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課(03-6744-2587)]

(2) 家畜個体識別システム利活用促進（組替新規）

【85（102）百万円】

① 牛個体識別システム利活用促進（組替新規）

【38（0）百万円】

対策のポイント

牛の個体識別情報を活用した家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を推進します。

<背景／課題>

- ・配合飼料価格が長期的に上昇する傾向にある中、更なる労働時間の短縮や生産コストの低減を図る必要があります。
- ・このため、地域の中核的な生産組織において牛の個体識別情報と牛群検定情報等の生産情報とを組み合わせ活用することにより、地域の家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を図っていく必要があります。

政策目標

生乳生産量 795万トン（平成20年度）→ 800万トン（平成32年度）
牛肉生産量 52万トン（平成20年度）→ 52万トン（平成32年度）

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 地域的な取組に係る検討

牛の個体識別番号をキーとした生産情報の活用に係る地域的な取組についての検討等に対して支援します。

【補助率：定額】

(2) 生産情報の処理分析のためのシステム整備

地域の中核的な生産組織において、牛の個体識別情報と生産情報を組み合わせ処理分析するために必要なシステムの開発等について支援します。

【補助率：1／2相当定額】

(3) 生産情報の処理分析及び分析結果の活用

生産情報の処理分析を行い、地域の中核的な生産組織とコントラクターなどの外部組織とがその結果を共有・連携することにより地域の家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化に向けた技術指導等を実施する取組を支援します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

民間団体、生産者集団等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2276）]

② 豚トレーサビリティシステム活用対策

【48（58）百万円】

対策のポイント

生産情報を消費者へ提供することによる豚肉のブランド力向上を図るためのトレーサビリティシステムの実用化及び、トレーサビリティを利用した改良のための情報収集等による養豚経営の体質強化を推進します。

<背景/課題>

- ・養豚経営の体質強化を図るためには、種豚の繁殖能力や産肉能力の向上による肉豚生産の効率化と高品質化を図るとともに、国産豚肉のブランド力の強化を図ることが必要です。
- ・国産豚肉のブランド力を強化するためには、特色ある豚肉を生産するとともに、生産情報を提供すること等により消費者の信頼を高めることが重要です。

政策目標

家畜改良増殖目標（平成32年度）の達成

<主な内容>

1. 豚トレーサビリティシステム活用対策

(1) 豚トレーサビリティシステムの利用に係る検討

有識者等からなる検討会を開催し、トレーサビリティを利用した種豚改良のためのデータ収集や分析方法の検討、消費者への生産情報の提供等による豚肉のブランド力の向上効果の検証等を行う取組に対して支援します。

【補助率：定額】

(2) トレーサビリティの実用化の実証

豚の飼養管理等に係る生産情報の管理、消費者への情報提供に必要なシステム開発等について支援します。

【補助率：定額】

(3) トレーサビリティを利用した豚の改良情報の収集等

トレーサビリティを利用した種豚改良のためのデータ収集や分析の実施を支援します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-3591-3656）]

IV 東日本大震災からの復旧・復興対策

【東日本大震災農業生産対策交付金 7, 487 (10, 427) 百万円の内数】
(総務課生産推進室 (内閣府復興庁計上))

(1) 被災地における生産力の回復

- ① 津波等の影響で生産力が低下した草地において、その生産性の回復に向けた機械・施設の復旧等を強化する以下の取組を支援します。
 - ・ 飼料播種機、収穫機等の機械のリース導入やバンカーサイロ、飼料保管庫、TMRセンター等の施設の復旧
 - ・ 放牧地や牧柵等の放牧関連施設の修理、再整備
- ② 被災地域の畜産・酪農の産地再生・競争力の強化等を図るため、以下の自給飼料生産・調製体制の再編に関する取組を支援します。
 - ・ 草地除染対象地域の周辺地域における草地生産性向上対策
 - ・ 飼料生産組織の高度化に必要な機械のリース方式による導入
 - ・ 地域の飼料生産の高位平準化に有効なTMRセンターや有事の際の飼料の安定供給にも資する広域流通拠点の整備

(2) 農畜産物の販売力の回復

- ① 草地の原発事故に伴う放射性物質による汚染に対応するため、牧草の品種・品目転換や反転耕・深耕等を行うことにより放射性物質の影響を低減する吸収抑制対策の取組を支援します。
- ② 被災地域の畜産経営の競争力を速やかに回復するために、以下の家畜の改良体制の再構築に資する取組を支援します。
 - ・ 地域の家畜改良の基礎となる高能力種畜の導入
 - ・ 性判別精液等を用いて生産した性判別受精卵の導入
 - ・ 高能力牛からの受精卵生産
 - ・ 牛群検定の活用による改良体制の回復
- ③ 被災地域の公共牧場の牧草地の再生利用を進めるため、以下の急傾斜地等での効率的・効果的に放射性物質の影響を低減する取組を支援します。
 - ・ 放射性物質の影響を低減する技術を組み合わせたモデル実証
 - ・ 公共牧場再生利用のための方策等を検討する推進会議等の開催

東日本大震災農業生産対策交付金
7, 487 (10, 427) 百万円の内数
補助率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは1/2以内等)
事業実施主体：農業者の組織する団体等

酪農経営安定対策 【(所要額) 31,720 (31,536) 百万円】

対策のポイント

加工原料乳に新たにチーズ向け生乳を含めて補給金を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填を行います。

<背景/課題>

- 酪農においては、加工原料乳生産者補給金制度による生乳の用途別取引を推進しつつ、加工原料乳に新たにチーズ向け生乳を含めて補給金を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填等を行うことにより、全国の酪農経営の安定を図ることが必要です。

政策目標

生乳の生産量

○ (795万 t (平成20年度) → 800万 t (平成32年度))

<主な内容>

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金の交付等

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳地域の生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳に新たにチーズ向け生乳を含めて補給金を交付します。

また、生乳需給が短期間で変動する状況の中で、国産乳製品の安定供給に対するユーザーの強い要望にも応えるため、指定生乳生産者団体が乳製品を製造する取組を支援します。

加工原料乳生産者補給金[所要額]	31,084* (22,743) 百万円
	補助率：定額
	事業実施主体：(独)農畜産業振興機構
国産乳製品供給安定対策事業*	610 (8,767) 百万円
	補助率：1/2以内
	事業実施主体：指定生乳生産者団体

※ チーズ向け生乳を加工原料乳生産者補給金の対象に加えることに伴い、従来のチーズ向け生乳供給安定対策事業については、チーズ助成金相当額を加工原料乳生産者補給金に計上するとともに、生産者需給調整機能強化対策については、名称を変更。

2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填

加工原料乳の取引価格が補填基準価格を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業を引き続き実施します。

加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続[推進事務費]	11 (12) 百万円
	補助率：定額、3/4以内、1/2以内
	事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体

3. 乳製品国際規格策定・品質確保活動のための支援

生乳需給の安定を図るとともに、乳製品の需要拡大を図るため、国際乳製品規格に我が国の意見を反映させるための活動、乳製品の品質確保のための取組等を支援します。

乳製品国際規格策定・品質確保支援事業
(前年度：乳製品国際規格策定活動支援)

16(14)百万円

補助率：定額、1/2以内

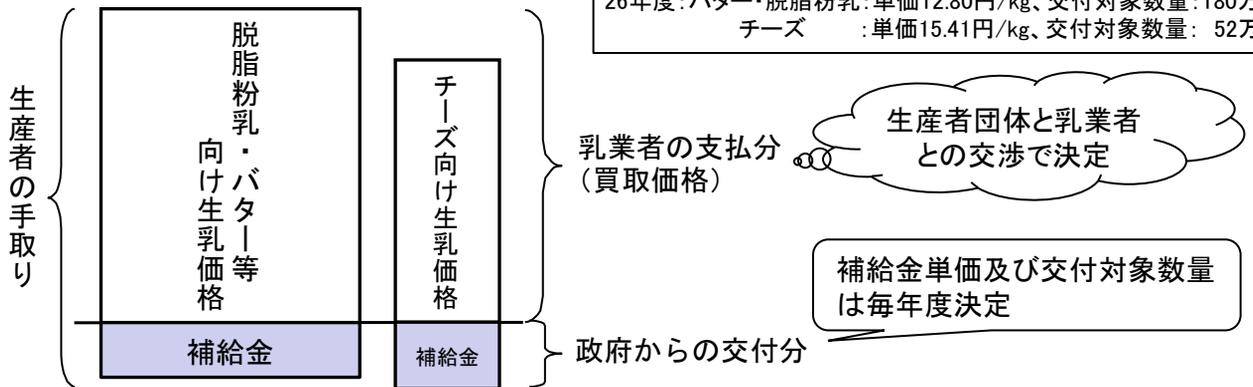
事業実施主体：(公財)日本乳業技術協会

[お問い合わせ先：生産局畜産部牛乳乳製品課(03-3502-5987)]

加工原料乳生産者補給金制度

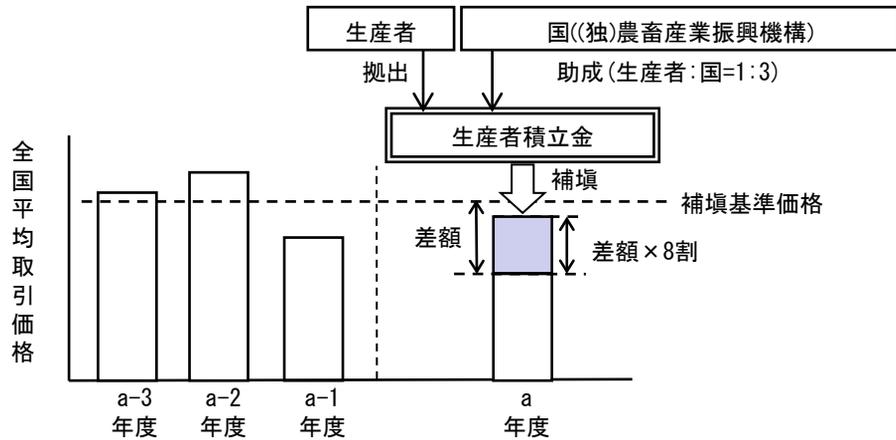
加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳の生産者に補給金を交付

26年度: バター・脱脂粉乳: 単価12.80円/kg、交付対象数量: 180万トン
 チーズ : 単価15.41円/kg、交付対象数量: 52万トン



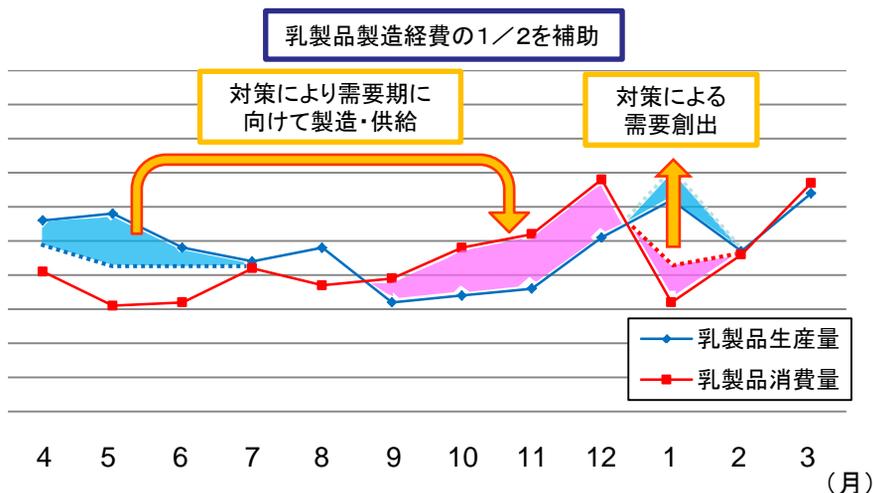
加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填



国産乳製品供給安定対策事業

生産者団体が乳製品を製造し適時に放出する取組や、不需要期の乳製品需要を創出する取組を支援



国産牛乳乳製品需要・消費拡大対策

【943（878）百万円】

対策のポイント

安全で品質の高い国産の牛乳・乳製品を学校給食用に安定的かつ効率的に供給すること等により、生乳需要の維持・拡大を図ります。

<背景／課題>

- ・条件不利地域への学校給食用牛乳の供給を支援することにより安定的な生乳需要を確保するとともに、国産生乳を用いた牛乳・乳製品の供給を支援することにより学校給食における生乳の利用拡大を図ることが必要です。
- ・また、少子化の進行に伴い、児童生徒数の減少が見込まれることから、学校給食以外の牛乳・乳製品の利用拡大を図り、牛乳・乳製品の需要を拡大することが必要です。

政策目標

- 生乳の生産量（795万t（20年度）→800万t（32年度））
- 学校給食で約40万klの牛乳の需要量を確保

<主な内容>

1. 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業

遠隔地、離島など供給条件が不利な地域への学校給食用牛乳の供給を支援します。

2. 高付加価値牛乳地域利用推進事業

自県産生乳を用いた低温殺菌牛乳の学校給食での供給を支援します。

3. 牛乳・乳製品利用拡大推進事業

学校給食における国産生乳を用いたヨーグルト等の提供、保育所等における牛乳飲用の拡大を支援します。

学校給食用牛乳等供給推進事業 913（864）百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：乳業者、生産者等が構成する組織

4. 国産牛乳・乳製品の海外市場開拓のための支援

国産牛乳・乳製品の新たな需要の創出を図るため、中小乳業者等が本格的な輸出に取り組む際に必要となる輸送上の課題等の調査、試験的輸出の実施等の試行的取組を支援します。

牛乳乳製品海外市場開拓支援事業 15（0）百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：乳業者、生産者等が構成する組織

5. 乳製品国際規格策定・品質確保活動のための支援 [再掲]

生乳需給の安定を図るとともに、乳製品の需要拡大を図るため、国際乳製品規格に我が国の意見を反映させるための活動、乳製品の品質確保のための取組等を支援します。

{	乳製品国際規格策定・品質確保支援事業	16 (14) 百万円
	(前年度：乳製品国際規格策定活動支援)	
	補助率：定額、1/2以内	
	事業実施主体：(公財)日本乳業技術協会	

[お問い合わせ先：生産局畜産部牛乳乳製品課 (03-3502-5987)]

乳業等の再編・合理化に向けた取組への支援

【強い農業づくり交付金 23,385(24,422)百万円の内数】

【産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち
新品種・新技術活用環境整備事業（新技術活用型乳業等再編合理化推進事業）

【組替新規】

2,882(2,271)百万円の内数】

対策のポイント

国産農畜産物の安定供給や畜産物の産地における収益力向上を図るため、生乳及び牛乳・乳製品の流通の合理化・効率化と新技術の活用による新商品の開発等に向けた取組を支援します。

<背景/課題>

- ・指定生乳生産者団体（指定団体）の更なる生乳流通コストの低減と機能強化のためには、集送乳の一元化及び需給調整機能の強化を加速することが必要です。
- ・また、飲用牛乳の消費が低迷する中、酪農家の経営安定に資するために、乳業工場の再編・合理化と衛生管理の向上を図るとともに、新技術等を活用した新商品の開発等を行うことにより、中小乳業の経営体質を強化することが必要です。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産数量目標の達成

○ 生乳の生産量（795万t（20年度）→800万t（32年度））

<主な内容>

1. 牛乳・乳製品の安定供給のための施設整備への支援

集送乳の指定団体への集約・一元化による生乳流通コストの削減を図るとともに、中小乳業の製造販売コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、クーラーステーション及び乳業工場の施設の新増設や廃棄、新増設を伴わない場合の乳業工場の廃棄等を支援します。

強い農業づくり交付金 23,385(24,422)百万円の内数

交付率：都道府県の交付率は定額

（事業実施主体へは事業費の1/2、1/3、1/4、1/5以内）

事業実施主体：農業者団体、指定団体、事業協同組合、協議会等

[平成26年度予算の概要]

2. 新技術等を活用した収益力向上のためのソフト面の取組への支援[組替新規]

集送乳の効率化又は乳業の再編整備に向けた取組を着実に推進するため、地域における課題の把握・検討、具体的な計画の策定や従業員の合理化への取組等を支援します。加えて、新技術等を活用した新商品の開発等に向けたソフト面での取組を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち
新品種・新技術活用環境整備事業（新技術活用型乳業等再編合理化推進事業）

2, 882 (2, 271) 百万円の内数

補助率：定額

事業実施主体：協議会等

[お問い合わせ先：生産局畜産部牛乳乳製品課（03-3502-5987）]

鶏卵生産者経営安定対策事業

【5, 189 (5, 189) 百万円】

対策のポイント

鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組を支援し、採卵養鶏経営と鶏卵価格の安定を図ります。

<背景／課題>

鶏卵の需給・価格は季節的に変動することに加え、供給過剰を起こし易い生産の実態にあります。このため需給・価格の変動に応じ、鶏卵の価格差補填や需給改善を推進する取組を支援し、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る必要があります。

政策目標

食料・農業・農村基本計画における生産数量目標の達成
245万t（32年度）

<主な内容>

1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補填します。

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格（日毎）が通常の子節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対して、成鶏1羽当たり210円以内の奨励金を交付します。

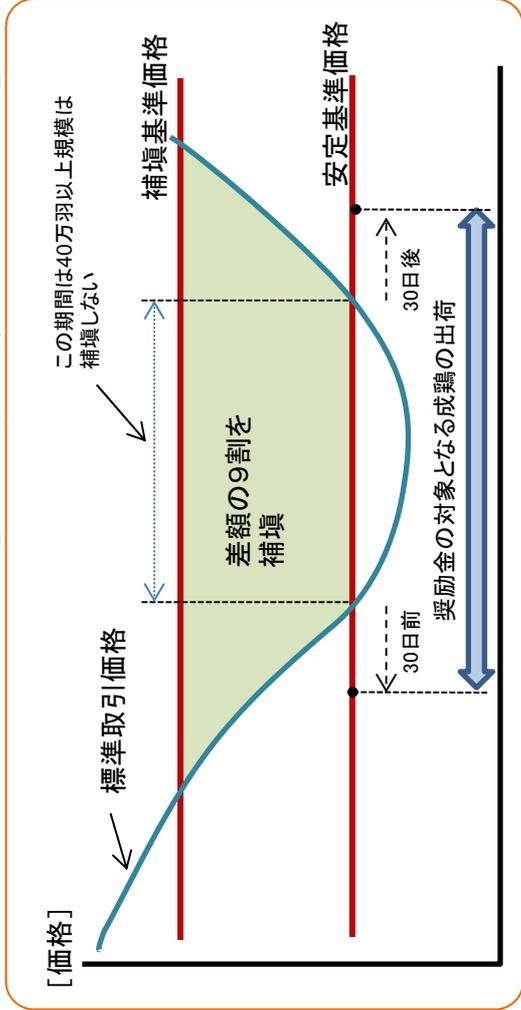
補助率：定額、3／4以内、1／4以内
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部食肉鶏卵課（03-3502-5990）]

鶏卵生産者経営安定対策について

鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設け、需給改善を推進することにより、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る。

【26年度予算額：52億円】



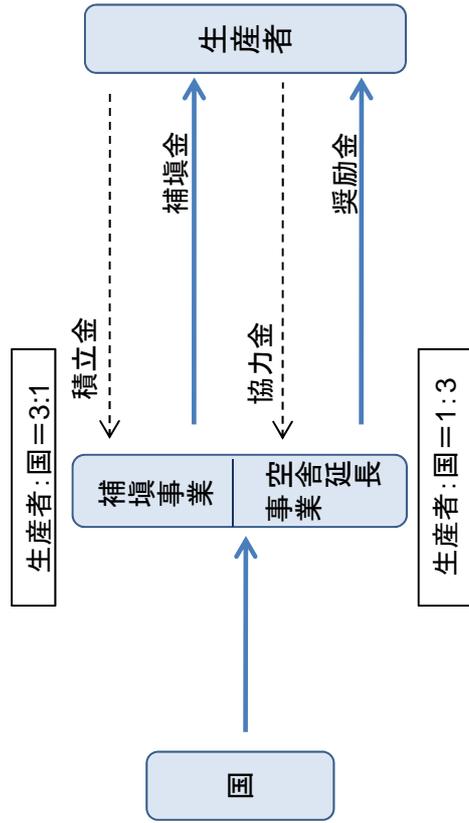
1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補填する。

〔2. の事業への協力金の拠出が要件〕

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格（日毎）が安定基準価格を下回る日の30日前から、安定基準価格を上回る日の前日までに、更新のため成鶏を出荷し、その後60日以上の空舎期間を設けた場合に奨励金(210円/羽以内)を交付する。



食肉等の流通合理化に向けた取組への支援

【強い農業づくり交付金 23,385(24,422)百万円の内数】

【産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち
新品種・新技術活用環境整備事業(多様な需要創出型食肉等産地育成事業)

2,882(2,271)百万円の内数】

対策のポイント

国産畜産物の安定供給や畜産物の産地育成を図るため、家畜及び食肉等の流通の合理化・効率化に向けた流通処理施設の整備等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・ 農業従事者の高齢化等に伴い家畜の生産構造が変化し、かつ、少子高齢化の進展や国民の健康志向の高まり等を背景として食肉等の消費構造が変化する中で、消費者・実需者ニーズを踏まえた、国産食肉等を安定的に供給する体制の構築が課題となっています。
- ・ このため、食肉等流通処理施設(産地食肉センター、食鳥・鶏卵処理施設、家畜市場)の整備を行うことにより、家畜及び食肉等の流通・処理システムの効率化によるコストの低減や衛生的で高度な処理体制の構築等を図るとともに、販売企画力や食肉等処理加工技術力の強化等、畜産物の産地におけるソフト面での取組を推進する必要があります。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産数量目標の達成

○牛肉の生産量(52万トン(20年度)→52万トン(32年度))

○豚肉の生産量(126万トン(20年度)→126万トン(32年度))

○鶏肉の生産量(140万トン(20年度)→138万トン(32年度))

○鶏卵の生産量(254万トン(20年度)→245万トン(32年度))

<主な内容>

1. 食肉等の安定供給のための施設整備への支援

安全で高品質な国産食肉等の供給体制を構築するため、流通・処理コストの低減や製品の高付加価値化等に必要な食肉等流通処理施設の整備を支援します。

また、「攻めの農林水産業」の実現に向け、輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な施設（米国、EU及びハラール認証の取得を必要とする国に牛肉を輸出する施設）の整備を支援する優先枠を創設します。

強い農業づくり交付金 23,385 (24,422) 百万円の内数
交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2、1/3以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体、事業協同組合等

2. 産地育成のためのソフト面の取組への支援

畜産物の産地育成のため、産地の関係者が作成した計画等に基づき、産地の販売企画力、食肉処理加工技術力、人材育成力の強化を図るとともに、地域における食肉等の流通合理化など産地育成に向けた検討を行うソフト面の取組を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち
新品種・新技術活用環境整備事業（多様な需要創出型食肉等産地育成事業）
2,882 (2,271) 百万円の内数
補助率：事業費の1/2以内
事業実施主体：協議会

[お問い合わせ先：生産局畜産部食肉鶏卵課 (03-6744-2130)]